

Ⅲ. 各段階における対策

以下、県発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際は、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、国は、政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており（特措法第18条第1項）、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、県との連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

【行動計画等の作成】

・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

【体制の整備及び連携強化】

・ 発生に備えた情報共有、事前対策を全庁的に進めるため、市対策推進会議を開催する。
・ 県、県内各市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、必要に応じ訓練を実施する。

【情報収集】

・ 新型インフルエンザ等対策や発生動向に関する国内外の情報を収集する。

情報源：国内公的機関、国際機関、その他

【情報提供】

・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、保健所との連携の下地域住民が混乱しないように、各種広報等の媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供の体制を整える。

・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

【体制整備等】

・ 新型インフルエンザ等発生時のコミュニケーション体制整備として以下を行う。

① 発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体（ホームページ、広報誌、防災ラジオ等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

また、コミュニケーションに障がいのある方（視覚障がい者、聴覚障がい者等）や外国人など、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応までも含むことに留意する。

② 県、指定（地方）公共機関、関係団体との情報共有を行うため、緊急時に情報提供できる連絡体制を構築する。

③ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県の要請に基づき相談窓口の設置準備を進める。

【対策実施のための準備】

(個人における対策の普及)

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

(学校等における対策)

- ・市立小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。

(地域・社会レベルでの対策の周知)

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。
- ・県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用又は催事の開催の制限の要請（特措法第45条第2項）等の対策について周知・準備を行う。

(感染防護用品の備蓄)

- ・市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。

【ワクチンの供給体制】

- ・県が構築するワクチン流通体制を基に、供給体制の情報を積極的に収集し接種に役立てる。

【特定接種の接種体制の構築】

- ・国が実施する事業者の登録業務等について、必要に応じて協力する。
- ・特定接種者となりえる、新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制を構築する。

【住民接種】

- ・特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、市医師会、事業者、学校関係者と協力し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

詳細については、別途定める。また、相互乗り入れを含め、細部について国の指針を待つものとする。

- ・円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協力を締結するなど、市外の市町村における接種を可能にするよう努める。

【情報提供】

- ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

未発生期

【地域医療体制の整備への協力】

- ・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。
- ・保健所が中心となり開催する、医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、警察、消防等の関係者からなる地域健康危機管理連絡会議などで、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた体制の整備に協力する。

【県内感染期に備えた医療の確保への協力】

- ・県の要請に応じ、県・関係団体と連携して、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ・最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

未発生期

【業務継続計画の策定】

- ・市役所の業務継続計画（BCP）を策定する。

【要援護者への生活支援】

- ・県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続き等を決めておく。ただし、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいる場合や、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外とする。

【火葬能力等の把握】

- ・県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検する（特措法第10条）。

【食料品・生活必需品の備蓄】

- ・ 新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。
- ・ このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとるよう啓発を行う。